

地域外来・検査センター（医療機関型）募集要領

新潟県では、県内における検査体制を充実するため、県で指定する診療・検査医療機関のうち、要件に当てはまる医療機関を、強化型の診療・検査医療機関として募集します（地域外来・検査センターとして委託契約します）。

1 業務概要

(1) 業務内容

県が配備する診察ボックスの活用等により、十分な感染対策を講じた上で、新型コロナウイルス及びインフルエンザの検査を実施します。

診療・検査対象とする患者については、他の医療機関等から案内を受けた患者も含め、幅広く受け入れ、対応していただきます。

※ 診療・検査医療機関について、本県では、関係者（医師会及び保健所等の受診・相談センター）間での情報提供を原則としていますが、強化型の診療・検査医療機関に関しては、医療機関名を県ホームページに掲載し、強化型の診療・検査医療機関に関しては、医療機関名を県ホームページに掲載し、新型コロナウイルス及びインフルエンザの検査に対応可能な医療機関であることを地域住民に周知します。

(2) 委託期間

契約の日から令和3年3月31日（感染の状況により、期間の延長をする）

(3) 委託契約について

県は、1（1）の業務を医療機関に委託し、必要に応じ、ア〜ウについて提供します。

ア 県で調達する屋外設置用の診察ボックス

イ アに付帯する備品

ウ 診療に使用する个人防护具

なお、診療・検査医療機関は、以下に示す国の補助金等の申請が可能であり、これらを活用することが想定されるため、県からの委託料は発生しません。

- ・インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業
- ・新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乘せ保障保険加入支援事業

2 応募要件

以下の①〜④をすべて満たすこと。

- ① 診療・検査医療機関の指定を受けている、もしくは、受ける見込みがあること
- ② 自院において、医療従事者が患者の鼻咽喉から検体採取を行い、新型コロナウイルス及びインフルエンザの検査を実施できること
- ③ かかりつけ患者だけでなく、他の医療機関や受診・相談センターから案内を受けた患者及び保健所から案内された濃厚接触者、初診の患者を含め広く受け入れること（対応可能な診療人数の範囲内で、予約制によることも可能）
- ④ 県ホームページに医療機関名等の情報を掲示することを了解していただけること

3 募集期間

令和2年11月5日（木）から11月13日（金）まで

※応募の状況により、追加募集をさせていただきます。

4 応募方法

別添「地域外来・検査センター（医療機関型）応募用紙」に必要事項を記載の上、次のメールアドレスまで、送付してください。

【送付先】新潟県医療調整本部調査・相談グループ発熱外来チーム

メールアドレス：honbu2@pref.niigata.lg.jp

5 その他

- (1) 県は、応募のあった医療機関と契約内容について協議を行い、合意をした場合に、地域外来・検査センターとして委託契約を締結します。
- (2) 予算に限りがあるため、応募多数の場合は、幅広く患者を診療していただける医療機関を優先します。また、地域バランスを考慮し、予算の範囲内で医療機関数を調整します（目標：30 医療機関）。
- (3) 医療機関は、委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこととします。

担当 新潟県医療調整本部 大島 小林 柄澤

住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話 025-280-5361 (直通)

MAIL honbu2@pref.niigata.lg.jp

診察ボックスの概要



仕様のポイント

- 断熱材入りのアルミパネルを使用した屋外設置用のボックス
- 医療従事者と患者の出入口が別々になっている2室構造で、患者からの飛沫を遮り検体採取等を行うことが可能
- 室内壁はアルミ製、医療従事者と患者の間の隔壁は塩化ビニル (PVC) を使用しているため、消毒用アルコール等でのメンテナンスがしやすい構造
- 検査スペースの吸気口に換気扇を備え、医療従事者側の室内を陽圧化



- 診察ボックス内で新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの迅速検査を行うことを想定し、「検体採取」及び「検査」を行う2名分の開口部を設置

サイズ

- W3, 600mm × D2, 000mm × H2, 300mm (付属品・突起物は除く。)
- 駐車場の車2台分程度のスペースに設置可能
- 吊上げ用とワイヤー固定用の金具が設けてあり、移設も容易

【参考】診療・検査医療機関の指定要件（抜粋）

● 施設要件

- (1) 発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること
- (2) 必要な検査体制が確保されていること
- (3) 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること
- (4) 検査を行う場合には、都道府県等と行政検査の委託契約を締結していること。

● 診療・検査医療機関の周知に関する要件

次の①②のいずれかの方法で、地域でインフルエンザ流行に備えた相談・診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報を、都道府県等、受診・相談センター、地域の医療機関間で共有すること。

- ① 自治体のホームページで掲示
- ② 関係者間（自治体、受診・相談センター、地域の医療機関等の関係者）で共有

※ 本県は②を基本型としている。

【共有する情報】

- ・ 医療機関名、住所、電話番号、担当部署又は担当者
- ・ その医療機関で診療・検査対象となる患者（相談体制を整備した医療機関や受診・相談センターから案内を受けた患者を受け入れ可能か、自院のかかりつけ患者や自院に相談があった患者のみを受け入れられるか、濃厚接触者等に対する検査も担うか、対応出来る外国語等）
- ・ 実施内容（診療と検査いずれも対応可能か、検査方法は何を実施可能か（PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査、等）
- ・ 診療・検査対応時間 等

● 機能要件

- (1) 診療・検査医療機関は、地域の関係機関（都道府県、受診・相談センター、医療機関）に対して、予め自院での対応時間等を示した上で、その範囲で、受診・相談センターや相談体制を整備した医療機関から患者の診療・検査の受入れ要請があった場合、又は患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。
自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、診療・検査医療機関は、かかりつけの患者に対して、院内掲示を行う等により、予め自院での受入れ対象患者や対応時間等を示すとともに、地域の関係機関に対して、予め自院での受入れ対象患者や対応時間等を示した上で、その範囲で、患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。
- (2) 診療・検査医療機関は、自院を受診した患者が、新型コロナウイルス感染症であった場合には、速やかに保健所や都道府県調整本部に連絡し、患者の状態を伝える等、患者の療養先の検討に協力すること。また、自宅療養や自宅での待機を行っている患者に対するフォローアップについては、保健所等の業務負担軽減を図るとともに、医学的知見に基づいた対応を行うため、可能な範囲で協力すること。

年 月 日

地域外来・検査センター（医療機関型）応募用紙

地域外来・検査センター（医療機関型）に応募します。
また、地域外来・検査センター（医療機関型）募集要領2応募要件をすべて満たしていることを誓約します。

応募要件

以下の①～④をすべて満たすこと。

- ① 診療・検査医療機関の指定を受けている、もしくは、受ける見込みがあること
- ② 自院において、医療従事者が患者の鼻咽頭から検体採取を行い、新型コロナウイルス
イルス及びインフルエンザの検査を実施できること
- ③ かかりつけ患者だけでなく、他の医療機関や受診・相談センターから案内を受けた患者及び保健所から案内された濃厚接触者、初診の患者を含め広く受け入れること（対応可能な診療人数の範囲内で、予約制によることも可能）
- ④ 県ホームページに医療機関名等の情報を掲示することを了解していただけること

以下の項目について記載願います。

医療機関名	
医療機関住所	
代表者名	
連絡担当者	
電話番号	
電子メールアドレス	